

# 公示の方法による送付書

2024年10月2日

下記書類は本会事務局に保管していますので、来会のうえ受領してください。

千葉県税理士会

会長 茂木 浩

送付をうけるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	92771
	事務所所在地又は 税理士法人事務所所在地	千葉市中央区市場町6丁目3番 佐々ハイツ402号
	氏名又は 税理士法人名	齋藤 公一
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	督促状…………… 1通	

## 【注意】

滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

# 公示の方法による送付書

2024年10月2日

下記書類は本会事務局に保管していますので、来会のうえ受領してください。

千葉県税理士会

会長 茂木 浩

送付をうけるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	72602
	事務所所在地又は 税理士法人事務所所在地	松戸市五香六実48番地の14 シティパル松戸410号
	氏名又は 税理士法人名	小西 宏太郎
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	督促状…………… 1通	

## 【注意】

滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

# 公示の方法による送付書

2024年10月2日

下記書類は本会事務局に保管していますので、来会のうえ受領してください。

千葉県税理士会

会長 茂木 浩

送付をうけるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	4532-2
	事務所所在地又は 税理士法人事務所所在地	我孫子市本町2丁目2-24 ボンニエルM505
	氏名又は 税理士法人名	税理士法人つなぐ 千葉支店
	代表者氏名	—
送付する書類の 名称	督促状…………… 1通	

## 【注意】

滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

# 公示の方法による送付書

2024年10月2日

下記書類は本会事務局に保管していますので、来会のうえ受領してください。

千葉県税理士会

会長 茂木 浩

送付をうけるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	131358
	事務所所在地又は 税理士法人事務所所在地	浦安市高洲4丁目3番1-1830号 プラウド新浦安
	氏名又は 税理士法人名	竹下 友和
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	督促状…………… 1通	

## 【注意】

滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。